

西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が規定する公共交通不便地域を含む一定のまとまりある地域において、地域住民が生活移動手段の確保を目的として主体的に取り組む乗合交通（以下「コミュニティ交通」という。）の導入検討及び運行を支援するため、コミュニティ交通アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(アドバイザーの選任)

第2条 市長は、コミュニティ交通に関する専門的な知識と経験を有すると認められる者の中から、アドバイザーを選任する。

2 市長は、前項に規定するアドバイザーの選任を行ったときは、当該アドバイザーに対し、西宮市コミュニティ交通アドバイザー選任通知書（様式第1号）により通知する。

(アドバイザーの解任)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザーを解任することができる。

- (1) アドバイザーより辞任の申出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によりアドバイザーに選任されたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長がアドバイザーを解任すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項に規定するアドバイザーの解任を行ったときは、当該アドバイザーに対し、西宮市コミュニティ交通アドバイザー解任通知書（様式第2号）により通知する。

(アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは、市長からの依頼により、コミュニティ交通に関する次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) コミュニティ交通の導入検討及び運行を行っている団体（以下「活動団体」という。）への助言及び支援（以下「助言等」という。）
- (2) 市のコミュニティ交通支援に関する施策に対する助言等

(助言等の対象となる活動団体)

第5条 前条第1号に規定するアドバイザーの助言等を受けることができる活動団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 市が規定する公共交通不便地域を1箇所以上含む地域において、コミュニティ交通の導入検討及び運行を主体的に実施する意志を有するとともに、当該コミュニティ交通に係る地域の自治会及び町内会等の地縁団体、並びにその他関係する団体の同意を得ていること。
- (2) 営利を主たる目的としないこと。

(3) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。

(派遣の申請)

第6条 アドバイザーの助言等を受けようとする活動団体は、西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣申請書(様式第3号)に、前条第1号に掲げる事項を証する書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(派遣の可否決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、アドバイザーによる助言等を行うことが適切と認めるときは、西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

2 前項に規定する審査の結果、アドバイザーによる助言等を行うことが不適切と認めるときは、西宮市コミュニティ交通アドバイザー非派遣決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

(助言等を受ける場合の条件)

第8条 前条第1項の規定によりアドバイザーの派遣決定を受けた活動団体(以下「派遣決定者」という。)に助言等を行うアドバイザーは、原則1名とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

2 派遣決定者がアドバイザーの助言等を受けることができる期間は、前条第1項の規定による通知があった日から、当該日の属する会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の3月31日までとする。ただし、当該会計年度経過後、派遣決定者が再び第6条に規定する申請をすることを妨げない。

3 派遣決定者がアドバイザーの助言等を受けることができる回数は、1箇月に2回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(指導及び助言)

第9条 市長は、派遣決定者に対し、この要綱の目的を達成するため、必要に応じて、指導又は助言をすることができる。

(住民への周知)

第10条 派遣決定者は、自らが行ったコミュニティ交通に関する活動の内容を、定期的に地域住民に周知するように努めなければならない。

(派遣の取消)

第11条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の条項に違反したとき。

- (2) この要綱の目的を達成することができないと認めたとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により、アドバイザーの派遣の決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (4) その他アドバイザーによる助言等を行うことが適当でない事由があると市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりアドバイザー派遣の決定を取り消したときは、西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣決定取消通知書（様式第6号）により、当該派遣決定者に通知するものとする。

（活動結果等の報告）

- 第12条 派遣決定者は、アドバイザーの助言等を受ける期間が終了したときは、速やかに西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣活動報告書（様式第7号）により、アドバイザーの助言等を受けて実施した活動の内容を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告のほか、活動の状況について随時報告を求めることができる。この場合において、報告を求められた派遣決定者は、速やかに市長に報告しなければならない。

（謝金の負担）

- 第13条 アドバイザーが第4条各号に掲げる業務を対面（インターネットを使用した遠隔会議その他これに類するものを含む。）にて行った場合、市長はアドバイザーに対し、次項及び第3項の規定により算定された謝金に、消費税を加えた額を支払う。
- 2 謝金の額は、前項に規定する業務1回につき、別表の左欄に掲げる業務時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、アドバイザーが第1項に規定する業務を行うために旅行した場合、市長はその交通費相当額を、1に謝金に課税される消費税の税率を加えた値で除し（除算した後の額に1円未満の端数があるときは、これを切上げる。以下「税抜交通費」という。）、前項の規定により算定された謝金の額に加えた額を謝金とすることができる。ただし、税抜交通費が、前項の規定により算定された謝金の額の1割に満たない場合を除く。
- 4 前項の交通費相当額の算定は、職員等の旅費に関する条例（昭和34年西宮市条例第14号）の例による。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和3年3月31日に西宮市コミュニティ交通アドバイザー登録台帳に記載されているアドバイザーは、改正後の要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以降も、アドバイザーとして活動することの同意が得られているものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施日前において、改正前の要綱第6条の規定に基づきアドバイザーの派遣決定を受けている者は、この要綱の実施日以後においても、引き続き改正後の要綱第7条第1項の規定による派遣決定を受けているものとする。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。

別表（第13条関係）

業務時間	謝金の額（消費税別）
4時間以内の場合	18,600円
4時間を超える場合	37,200円を限度として市長が別途定める

備考

アドバイザーが業務を行うために旅行した場合の旅行時間は、業務時間に含まない。

様式第1号（第2条関係）

西交政発第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市コミュニティ交通アドバイザー選任通知書

西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第2条第2項の規定により、あなたをコミュニティ交通アドバイザーとして選任したことを通知する。

様式第2号（第3条関係）

西交政発第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市コミュニティ交通アドバイザー解任通知書

西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第3条第2項の規定により、以下の理由からあなたをコミュニティ交通アドバイザーから解任したことを通知する。

- ・解任した理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名

西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣申請書

コミュニティ交通アドバイザーによる助言等を受けたいので、西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請理由

2. 実施する活動の具体的な内容

3. 添付書類

要綱第5条第1号に掲げる事項を証する書面

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付で申請のあったコミュニティ交通アドバイザーの派遣について、西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したことを通知する。

1 助言等を行うアドバイザー

氏 名	
-----	--

2 助言等を受けることができる期間

年 月 日 ～ 年 3月31日

3 その他

様式第5号（第7条関係）

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市コミュニティ交通アドバイザー非派遣決定通知書

年 月 日付で申請のあったコミュニティ交通アドバイザーの派遣について、西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第7条第2項の規定により、以下の理由から派遣しないと決定したことを通知する。

- ・派遣しないと決定した理由

様式第6号（第11条関係）

西交政命令第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市コミュニティ交通アドバイザー派遣決定取消通知書

年 月 日付西交政指令第 号で決定したコミュニティ交通アドバイザーの派遣について、西宮市コミュニティ交通アドバイザー設置要綱第11条第2項の規定により、以下の理由からその決定を取り消したので通知する。

- ・ 決定を取り消した理由

